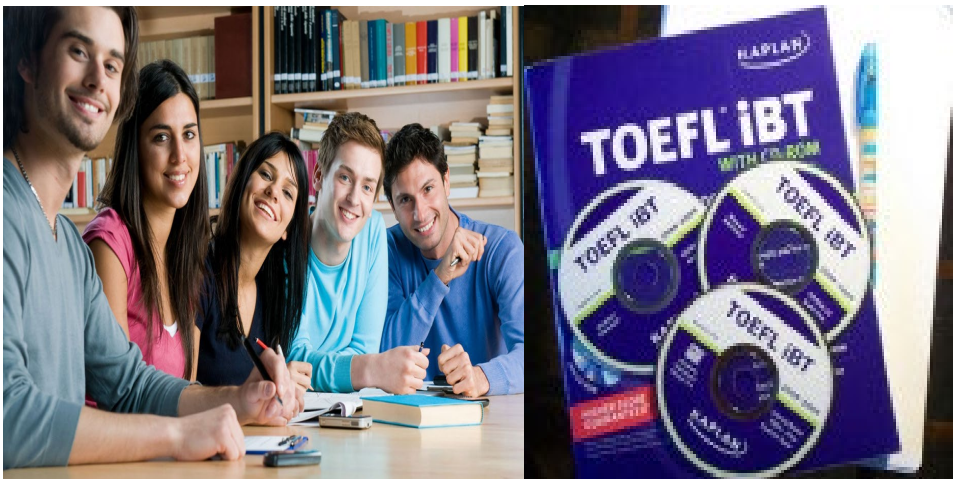

留学する法学部生を応援します

【法学会:特定海外留学費用補助制度】

法学会では、本学法学部学生の特定海外留学を支援し、国際的な識見を有する人材の育成に資するため、特定留学に要する費用の一部を補助します。

[対象者]

・本学法学部生であること

・特定海外留学により留学先大学の科目又はコースを履修し、合格の成績を得、又は修了したこと

・学費を完納していること

本事業の詳細、申請はMoodleで

コース名：法学会・海外留学補助

（コースカテゴリ：「法学部」）

登録キー：Hougakukai2022

【申請期限】*受付開始日は，科目コースを参照。

① 2022年4月～2023年2月までに帰国した方

→2023年２月28日

② 2023年3月に帰国した方→同年3月28日

法学部生を対象に、以下の特定海外留学を修了された方に対して補助金を交付します。

・交換留学・認定留学（1年）　10万円

・交換留学・認定留学（半年）　5万円

・ハワイ大学ロースクールスタディツアー　3万円

・海外短期語学セミナー　3万円

・香港浸会大学短期ビジネス英語プログラム　3万円

※帰国後の申請により補助が受けられます。

※成績証明書、もしくは修了証書などが必要になります。

愛知大学法学会

担当（事務）　新度　智栄
TEL　052-564-6128

担当（教員）　李　秀密